一般競争入札のお知らせ

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件名

令和7年度 川崎市立西中原中学校地域部活動推進事業支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市立西中原中学校(川崎市中原区下小田中2-17-1)他

(3)履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(4)委託概要

文化部活動の地域連携や地域クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、各都道府県・市区町村において、それぞれが定める地域の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施することを目的とした業務委託。詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その 他」で登録されていること。
- (4)過去5年間(令和元年度以降)で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。 競争入札参加申込書等は、3 (1) の場所で配布しています。また、川崎市教育委員 会ホームページ「教育委員会の組織」→「学校教育部健康教育課」→「令和7年度 川 崎市立中学校地域部活動推進事業支援業務委託の入札について」から競争入札参加申込 書をダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるも のとし、郵送は認めません。

(1)配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎7階 川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 担当:和久稲・堀込

電 話:044-200-3313 (直通)

(2)配布・提出期間

令和7年4月24日から令和7年5月1日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

4 入札説明書の交付

(1)配布場所

3 (1) と同じ。なお、本件の入札説明書及び仕様書は、川崎市教育委員会ホームページ「教育委員会の組織」→「学校教育部健康教育課」→「令和7年度 川崎市立中学校地域部活動推進事業支援業務委託の入札について」からの閲覧及びダウンロードも可能です。

(2) 配布期間

3 (2) と同じ。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和7年5月2日午後5時までに競争参加 資格確認通知書を交付します。交付方法については次のとおりとします。

(1) 競争参加申込書記載のメールアドレス宛に電子メールにて送付。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

3 (1) と同じです。問合せ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、電子メールアドレス宛に送付してください。また、送付後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 88kenko@city.kawasaki.jp

(2)受付期間

令和7年5月7日~令和7年5月9日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和7年5月13日(火)午後5時までに電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答い たします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1)入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるの で必ず持参すること。

- イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が 入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権 限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。
- ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳 を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認 めない。
- エ 入札金額は、令和7年度当該委託業務に係る総額(消費税額及び地方消費税額を 含めないこと。)を記載すること。なお、契約金額は入札金額に100分の10に 相当する額を加算した金額とする。
- オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市 競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者 は除く。
- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年5月19日(月) 午前10時00分

イ 場所 川崎市役所南庁舎 18階第6会議室 (川崎市川崎区宮本町1)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5)入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否 必要とします。
- (3)契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 (1) の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3)公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

令和7年度 川崎市立西中原中学校地域部活動 推進事業支援業務委託質問書

送信者

業者名	フリガナ 担当者名	電話番号	メールアドレス

質問事項(該当ページ等も示してください)	

送信期限:令和7年5月7日~令和7年5月9日午後5時まで

送信後は確認のため必ず電話をしてください。

回 答:令和7年5月13日(火)午後5時までに全業者にお送りいたします。

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 担当:和久稲·堀込

電 話:044-200-3313

e-mail:88kenko@city.kawasaki.jp

令和7年度 川崎市立西中原中学校地域部活動推進事業支援業務委託仕様書

1 件 名

令和7年度 川崎市立西中原中学校地域部活動推進事業支援業務委託

2 目 的

文化庁及びスポーツ庁(以下「国」という。)が示す休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、休日に行われる部活動について、事業者が教員に代わって業務を行うことで教員の負担軽減を図り、生徒が文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域部活動支援事業を実施する。

本業務は、当該事業を行うに当たり、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、学校の部活動指導業務の見直しを図るとともに、生徒が地域における文化芸術に親しむ機会を確保し、学校部活動から地域クラブ活動に段階的に移行するための取組を支援するものである。

- 3 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
- 4 履行場所 川崎市立西中原中学校(川崎市中原区下小田中2-17-1)他
- 5 業務内容
- (1) 部活動の指導者派遣に関する業務
 - ア 部活動指導者の派遣

学校に派遣する部活動指導者は、以下の条件等を満たすこと。

- (ア)派遣人数 1回の指導につき最低1名
 - ※契約締結後、速やかに指導者を選任し、派遣すること。
- (イ)派遣期間 契約締結日から令和8年3月20日まで
 - ※派遣日は、平日及び休日(土曜日、日曜日又は祝日)とする。
- (ウ)派遣回数等 1か月につき4回程度
 - ※1回の活動時間は半日(3時間)程度を原則とする。ただし、 発注者が承諾した場合は3時間を超える指導も可能とするが、 (エ)の時間数は超えないものとする。
- (工)派遣時間数 120時間以内

(オ) 指導対象 川崎市立西中原中学校 演劇部所属生徒等

※基本的に自由参加とするため、全員が参加するとは限らない。 また、近隣中学校の演劇部と合同で活動し、市内の他の市立中 学校で指導する場合もある。

(カ) 指導資格 健康で職務に必要な能力を有する満18歳以上で、舞台等での演技経験があり、演技指導を行うのに十分な知識や経験を有し、川崎市内の中学校の授業、部活動等での演技指導経験がある者。また、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当しない者。

(キ) 指導時の注意 部活中の指導方法及び生徒への接し方などについて、事前に顧問 その他学校関係者と十分に協議を行うこと。また、生徒の意向を 尊重し、各人の特性に配慮した指導を行うこと。加えて、事前に 受注者が行う派遣指導者向けの研修を受講すること。

(ク)謝金等 部活動指導者への謝金(給与)は、1時間当たり1,800円を 上限とする。また、交通費は1日当たり1,500円を上限とす る。

イ コーディネーターの配置

- (ア)本業務の実施に当たり、円滑かつ確実に業務の遂行を行うため、発注者及び派遣 先の学校との調整のほか、日中・活動時間中などに保護者等からの連絡対応及び必 要に応じて活動日に現地での対応が可能な者(以下「コーディネーター」という。) を配置すること。
- (イ) コーディネーターの謝金(給与)は、受注者の謝金(給与)支給基準に基づく金額を設定しても差し支えないが、その上限額は、国及び本市で定める謝礼金基準単価を準用すること。また、交通費は、1日当たり1,500円を上限とすること。
- (ウ) コーディネーターは、委託期間中の事業計画を作成するとともに、各月の活動予定を前月末までに作成し、発注者及び学校に提出すること。また、翌月10日までに各月の活動報告書を発注者及び学校に提出すること。
- (エ) コーディネーターは、発注者及び学校と適宜打ち合わせを行い、実施後は資料、 摘録などを作成し速やかに発注者の確認を受けること。
- (オ) コーディネーターは、業務の実施にあたり発注者及び当該校管理職、派遣指導者との連携を密に行うよう努めること。また、指導者派遣日について協議する際には、コーディネーターを中心として学校の担当者及び派遣指導者と協議することとし、受託者は、指導者派遣日について随時把握しておくこと。加えて、指導者と学校の担当者が直接連絡のやり取りができるよう体制を整えること。

- (カ) コーディネーターは、指導者派遣日に生徒からの欠席連絡等のやり取りをする体制を整えること。
- (キ) コーディネーターは、定期的に指導者を派遣する日に部活動活動場所に赴き、指導の様子の把握及び川崎市立西中原中学校との信頼関係を築くこと。

ウ その他

- (ア) 部活動指導者への謝金等の支払について、受注者は、その計算方法や支払日、支 払方法などを事前に部活動指導者に説明の上、適切に支払手続を行うこと。
- (イ)本業務は国庫委託事業であるため、発注者の求めに応じて、運営スタッフの勤務 条件、実出勤日、実勤務時間、実支払額、事業実施状況の分かる書類(就業規程、 出勤簿、勤務時間管理簿、事業日誌、給与・謝金等台帳(支払明細)等)等を提出 すること。

なお、提出書類の作成に当たっては、「文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業)事務局ホームページ」※に掲載された手引きなどを参照すること。

(**X** [URL] https://chiikibunkaclub.jp/jisshidantai/index.html)

- (ウ) 部活動指導者及びコーディネーターが本業務を行う際の移動は、原則、徒歩、自 転車又は公共交通機関を利用すること。また、業務実施のため、必要な車両を学校 内への駐車を希望する場合は、学校と事前に協議を行うこと。
- (エ) 受注者は、部活動指導を開始する前に部活動指導者及びコーディネーターに対し、 本事業の趣旨、指導者の役割、生徒との接し方、体罰等の防止、安全管理、アレル ギー対応、感染症対策に関する研修を実施し、受講させること。
- (オ)本事業に必要な物品は、受注者が原則用意すること。ただし、学校の許可を得た場合は、同校所有の物品を借用することができる。
- (カ)本事業において、学校施設を使用する場合は、学校長の許可を得て使用すること。 また、施設の使用方法に留意するとともに、使用前後に点検を行い、施設の環境維 持に努めること。
- (キ) 平時の連絡体制及び生徒が怪我をした際の対応マニュアル等を発注者及び派遣 先の学校に提出し、両者の承認を受けること。
- (ク) 受注者は、本業務の実施中に次に掲げる事項が生じた場合、速やかに発注者に報告すること。
 - a 事故が生じた場合
 - b 学校その他の施設又は物品を滅失し、または既存した場合
 - c 部活動に参加した生徒に傷病が生じた場合
 - d 部活動に参加した生徒の保護者等から要望等があった場合
 - e その他発注者が受注者に対して指示する事項

(2) 部活動の地域移行に向けた検証のための支援業務

- ア 本事業が行う部活動のうち、受託者が派遣する指導者のみで実施するものは、学校の管理外で行われるものであるため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用対象外となることから、活動前に必ず参加する生徒のために保険に加入すること。また、生徒が怪我をした際などに対応できるよう、事前に作成した対応マニュアルに基づく安全管理体制の確保に努めること。
- イ 部活動の地域移行を推進していくため、現状から運営面や費用面などの諸課題を 見つけて検証し、地域において持続可能な活動にしていくために必要な解決策など を提案すること。
- ウ 保護者・生徒・学校(学校長・顧問等)に対するアンケートを作成・実施し、休日 に地域で部活動を行う際の課題や費用負担、市内各学校・地域への普及に向けた検証 を行うこと。なお、アンケート内容については、事前に発注者の確認を受けること。
- エ 部活動の地域移行を推進していくため、近隣中学校の演劇部と合同で練習し、その成果を発表するための機会を設ける企画を立案すること。なお、成果を発表するための企画については、ワークショップやアンケートを実施し、生徒の意見を聞くこと。なお、発表の機会については、顧問その他学校関係者と協議し決定すること。

(3) 令和8年度部活動の地域移行に向けた引継ぎ業務

- ア 受託者は、令和8年3月に次年度の事業者へ事業実施方法等の引継ぎを行うこと。
- イ 受託者が次年度の事業者と異なる場合かつ学校が希望する場合、受託者は、次年 度の事業者が現在の指導者と契約を行うことができるようにすること。

6 業務上の留意事項

- ア 本業務の実施に当たっては、国が策定したガイドラインのほか、「川崎市立学校の部活動に係る方針」及び「川崎市立学校熱中症対策指針」、派遣先の学校が作成した「学校部活動活動方針」などの内容を遵守し、発注者並びに派遣先の学校との連携を密にすること。
- イ 学校訪問記録、電話等の問い合わせ対応、当日の活動記録等を整理し、報告書にまとめ、 及び関連する電子データー式を提出すること。また、当日の活動記録については、平日の 学校運営に支障をきたさないよう、学校の担当者に速やかに報告すること。
- ウ 部活動指導中は、感染症対策を十分講じた上で行うこと。
- エ 発注者から、資料の作成及び会議等への参加を求められた場合は協力すること。

7 業務完了報告書等

(1)受注者は、電子媒体 (CD-R等にデータを格納したもの)で業務完了報告書を委託 期間内に発注者に提出すること。

なお、業務完了報告書は、文化庁及び「文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)」事務局が指定する様式で作成し、発注者の要望を基に、生徒の参加状況、委託期間中の活動状況、事故等の集計結果、運営体制等について記載するとともに、今後の事業実施の改善に役立つ内容とすること。

- (2)業務完了報告書は非公開情報を除き、情報公開の対象となるので留意すること。
- (3)会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、本委託事業に係る経費等を明確にすること。
- (4) 本業務の関係書類については、委託完了年度の翌年から起算して5年間保存し、各種 監査が行われる際には、発注者の求めに応じ関係書類を提出すること。

8 検査及び委託代金の支払

- ア 受注者は、業務完了時に業務完了報告書その他発注者が要求した資料について検査を 受けなければならない。また、業務完了後に受注者の責による不備等が発見された場合、 発注者が認める訂正、補足及びその他の必要な作業を直ちに受注者の責任において行う ものとする。
- イ 発注者は、受注者が提出した業務完了報告書を検査後、受注者からの請求書の提出に基 づき代金を支払うものとする。

9 個人情報の取扱い

受注者は、本事業の運営上知り得た個人情報について、次の項目に留意しながら、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講じるなど、適切な維持管理を行うこと。

- (1) 個人情報を目的以外に利用しないこと。
- (2) 個人情報を発注者以外の者に提供しないこと。
- (3)個人情報を複製しないこと。
- (4)個人情報の受信及び送信並びに記憶媒体の収受、送付及び管理・保管は、受注者の個人情報管理責任者が行うこと。
- (5)個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は、速やかに受注者の個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うこと。

10 特記事項

- (1) 本事業に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、全て発注者に帰属する。
- (2)受注者は、発注者の承諾を得た上で業務の一部を再委託することができる。その場合、 再委託先の業務内容及び再委託先の概要、体制、責任者等を事前に書面で発注者に提出 し、了承を得ること。

- (3)受注者は、本事業により知り得た情報等を他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。これは、本事業の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4)業務に関する内容は、発注者の許可なく外部に発表しないこと。
- (5)受注者に起因する問題が発生した場合は、受注者が自らの責任においてこれを解決すること。
- (6) 川崎市契約規則、川崎市委託契約約款その他本市の関係規則を遵守すること。
- (7)本事業の履行に当たり、本契約書の定めにない事態が発生した場合は、受注者と発注者が協議の上、決定する。

川崎市委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(日程表の提出)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物(以下「成果物」という。)、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変 しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内 容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が 承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表すること ができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止等)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対して すべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この条において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

- 第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人(ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求されるときは、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。)をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。
- 2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託契約金を変更し、又は受注者に 損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

- 第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託契約金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第13条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由 による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

- 第14条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から 10 日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。
- 4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第15条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、 委託代金を支払うものとする。

(部分使用)

第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得

て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、 又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定め る。

(前払金の請求及び支払の時期)

- 第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託代金の10分の3以内で発注者が定める額の前金払を請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 前払金の支払いの時期は、第1項の請求があった日から15日以内とする。

(前払金の使用等)

- 第18条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。 (内払)
- 第19条 発注者は、業務の完了前に業務既済部分の相当金額が委託契約金の10分の5に達したときは、当該既済部分に相当する金額の10分の9以内において、委託契約金の一部の支払いをすることができる。

(契約不適合責任)

- 第20条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定よる催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第20条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に 関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直 ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不

適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第21条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経 過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することが できる。
- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律 第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計 算した額とする。
- 3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受 領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支 払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

- 第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間 内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及 び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1)履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第22条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
- (8) 第22条の5又は第22条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 川崎市暴力団排除条例(平成 24 年川崎市条例第 5 号)第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は 暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
 - イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれか に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ウに該当する場合を除く)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第22条の3 第22条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の4 第22条又は第22条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第22条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第22条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 第9条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第22条の7 第22条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、 同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

- 第23条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会 いを得ずに検査をすることができる。
- 4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第22条又は第22条の2の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。
- 6 第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

- 第23条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10 分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第22条又は第22条の2の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により 選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に規定する再生債務者等
- 3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

- 第24条 契約が解除された場合において、第17条の規定による前払金があったときは、受注者は、第22条又は第22条の2の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器 具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片 付けなければならない。
- 4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用(以下「撤去費用」という。)は、次の各号に掲

げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

- (1)業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第22条又は第22条の2によるときは受注者が負担し、第22条の3、第22条の5又は第22条の6によるときは発注者が負担する。
- (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。
- 5 第3項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 6 第2項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第22条又は第22条の2によるときは発注者が定め、第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

- 第25条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正 行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1)公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。
- 5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保険)

第26条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該 保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第26条の2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第27条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか発注者 と受注者とが協議して定めるものとする。 (趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を 認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から 保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いに ついては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュ リティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

- 第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に 規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、 個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き 損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、 個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、 業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。 また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。 (秘密保持及び第三者への提供の禁止)
- 第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。
- 2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この 契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキ ュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する 誓約書を提出させなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要

な部分を除く。) であって、発注者に事前に書面により申請し、発注 者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。
- 3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該 事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うもの とする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその 他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾 があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をし てはならない。

(情報の帰属権)

- 第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切 の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報で あって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。
- 2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。
- 3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者 の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した 場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

- 第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送 は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者と の間で行う。
- 2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、 改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の 厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、 この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、 又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安 全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

- 第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守 しなければならない。
- 2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(クラウドサービスの利用)

- 第17条 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから 選定しなければならない。
 - (1)個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。
 - (2)日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。
 - (3) クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。
 - (4)各種の認定・認証制度(ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001・27017等)の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。
- 2 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第18条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、

紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やか にその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければなら ない。

(業務の報告又は検査等)

第19条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第20条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

- 第21条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。
- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第22条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定 める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の 事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、 発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が 発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第23条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の 名称及び違反事項を公表することができる。 (その他)

第24条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。